

申第25号

「新型コロナウイルス」感染防止に関する 追加申し入れ(3)に対する窓口回答

会社は、平成26年4月に『東海旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画』（以下「対策業務計画」と記す）を策定しています。

本部は、今回の新型コロナウイルス感染症について「対策業務計画」に該当するのにか等について、2月21日『申第25号』として申し入れを行いました。

会社は『申第25号』について3月11日に窓口で回答を行い、会社は1月30日に本社対策本部を設置、2月26日にはこれを「新型コロナウイルス感染症本社対策本部」に移行したことなどが明らかになりました。

申し入れ内容と回答は以下の通りです。

記

1. 今回のコロナウイルスは、会社が策定した対策業務計画に該当するのにか会社としての認識を明らかにすること。

(回答)

「東海旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画」に定義される「新型インフルエンザ等」には該当しないものの、国土交通省等の関係機関と調整のうえ、これに準じるものとし、対応している。

2. 国土交通省は「コロナウイルス感染症対策本部」を設置しているが、会社は「新型インフルエンザ等本社対策本部」を設置したのか明らかにすること。

(回答)

1月30日に本社対策本部を設置、2月26日にはこれを「新型コロナウイルス感染症本社対策本部」に移行している。

3. 対策業務計画第2章第2節において「～その情報を迅速かつ適切に社内へ周知る」と記されているが、今回の事象についても同様の扱いをしているの

か明らかにすること。

(回答)

「新型コロナウイルス感染症情報」や健康管理センターが発行している「健康ちょっといい話」などで適切に周知している。

4. 対策業務計画第3章第1節において「事業の継続に不可欠な事項について予め定めておく」とあるが、予め定められた「不可欠な事項」を明らかにすること。

(回答)

各部署の事業内容に応じて適切に定めている。

5. 対策業務計画第3章第2節1において「予め感染症予防物品の備蓄を行う」とあるが、備蓄の現状を明らかにすること。

(回答)

新型インフルエンザ等対策として、各箇所にマスクや消毒液等の備蓄を行っている。

6. 対策業務計画第3章第2節2において「必要な際は前項の物品の社員への配布を行う」とあるが、今時コロナウイルス対策として配布を行っているのか明らかにすること。

(回答)

各箇所の新型インフルエンザ等対策備蓄品については、国内感染拡大期における事業継続用として、本社対策本部の指示に従い配布する。

なお、現時点においては、会社がマスク着用を指示している場合に、会社からマスクを支給している。

7. 対策業務計画第4章第1節1において「平素より、社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める」とあるが、これまでどのように周知してきたのか明らかにすること。

(回答)

繰り返しになるが、「新型コロナウイルス感染症情報」や「健康ちょっといい話」などで正確な情報を適時適切に周知している。

以 上